

教政第491号
令和2年7月28日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、別添のとおり熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長（熊本県知事）から「新型コロナウイルス感染症に係る熊本県リスクレベルについて」通知があり、7月27日から熊本県リスクレベルが「レベル3警報」に引き上げられました。

県内においては、大規模なクラスターが発生するなど、新規感染者が急増しています。特に、これまで発生がなかった公立学校においても新たな感染が確認されています。

各市町村教育委員会におかれては、日頃から感染症対策に取り組んでいただいているところですが、このような状況を踏まえ、改めて令和2年5月26日付け教政第206号で通知した「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等を踏まえ感染症対策の徹底をお願いします。

また、令和2年7月27日付け「新型コロナウイルス感染症に係る熊本県リスクレベルについて（別添）」の記1において、“不要不急の県外への外出の自粛”、“特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動の自粛”等が県民の皆様には要請されていますので、貴管下の教職員に対して、今が感染拡大の危機的状況にあることを認識のうえ、適切な行動をとるよう指導願います。

併せて、本通知につきまして、貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に対し周知いただき、管理職からも指導いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山

096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田

096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤

096-333-2720

○学習指導及び学校行事の実施に関すること

市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野

096-333-2688

○部活動に関すること

(文化部) 市町村教育局義務教育課 鈴嶋、松永

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学級に関すること

県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永

096-333-2683

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 井手、池田

096-333-2695

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること

市町村教育局義務教育課 塩村、松山、松永

096-333-2689

○学校運営協議会等と地域学校協働活動に関すること

市町村教育局社会教育課 松永、北岡

096-333-2698

市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野

096-333-2688

令和2年（2020年）7月27日

各本部長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

このことについて、直近1週間（7月21日から7月27日）で、クラスターを含む10名以上の新規感染者が確認されたことを踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、7月27日からのリスクレベルを「レベル3警報」に引き上げ、対策については下記のとおりとしますのでお知らせします。

各本部長におかれましては、より一層の感染防止対策に取り組んでいただくとともに、関係機関・団体等へ周知いただくようお願いいたします。併せて、県有施設を所管する場合は、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等により感染防止対策を再度点検していただくようお願いいたします。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく県民の皆様への協力要請
 - ・ 不要不急の県外への外出は自粛すること
 - ・ 特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛すること
 - ・ 外出する場合は、マスク着用や手洗い等の感染防止対策を徹底すること
 - ・ 感染防止対策のできていない「特定の飲食店」（「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）の利用を自粛すること
- 2 特措法第24条第9項に基づく事業者への協力要請
 - ・ 「特定の飲食店」においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底すること（徹底されない場合は、休業要請を検討）
- 3 特措法第24条第9項に基づく催事等の開催に係る主催者への協力要請
 - ・ 催事等を開催する場合は、感染防止対策を徹底すること
- 4 不特定多数が利用する県有施設の閉館
 - ・ 県有施設の感染防止対策を再度点検し、感染防止対策ができていない施設は閉館すること

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

中満、谷津、島田

直通：096-333-2478（内線 5933、5934）

熊本県リスクレベル

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）